

徳島県地方港湾審議会運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、徳島県地方港湾審議会条例（昭和49年徳島県条例第39号。以下「条例」という。）第9条の規定により、徳島県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集する場合は、あらかじめ審議事項、開会の期日及び場所等を定めて、開会の日前5日までに委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（代理出席）

第3条 条例第4項第1号を除く委員が事故その他やむ得ない理由により、会議に出席できないときはあらかじめ会長の了解を得て、代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により出席する代理人は、委任状を会長に提出しなければならない。

（議長）

第4条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

（発言の方法）

第5条 審議会において発言しようとする者は、議長の許可を求めなければならない。

（議事録）

第6条 議長は、議事録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する。

（会議の公開）

第7条 審議会は、原則として公開とする。ただし、審議会において、徳島県情報公開条例（平成13年3月27日徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は審議会を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は別に定めるものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和50年11月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 3月25日から施行する。